

時代とハートを動かす

SEIKO

第162回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しています。）

場所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等に係る報酬枠改定の件

株主の皆さまへのお願いとお知らせ

- ・株主総会に来場されない株主さまにも総会の様子をご覧いただけるよう、総会当日にインターネットによるライブ配信を実施いたします。詳細は「株主総会ライブ配信のご案内」をご覧ください。
- ・株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。



<https://s.srdb.jp/8050/>

セイコーグループ株式会社

証券コード8050

株主各位

証券コード8050
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日)2023年5月30日

東京都中央区銀座四丁目5番11号
セイコーグループ株式会社
代表取締役社長 高橋修司

第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.seiko.co.jp/ir/library/meeting.html	
東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 銘柄名（セイコーグループ）または証券コード（8050）を入力・検索し、 「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。	
ネットで招集	https://s.srdb.jp/8050/ 2023年6月8日(木)掲載開始を予定しております。	

なお、議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類（5～21頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（4頁）に従いまして、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2023年6月29日(木曜日) 午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しています。)
- 2 場 所** 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB
- 3 目的事項** 報告事項 2023年3月期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、計算書類、
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 **第1号議案 剰余金の配当の件**
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬等に係る報酬枠改定の件
- 4 招集にあたっての決定事項**
- (1) 代理人による議決権の行使は、議決権を有する他の株主さまへの委任に限られます。
この場合は、議決権行使書とともに委任状を会場受付にご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日前3日までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

会計監査人および監査役は、①～③の事項を含む各監査対象書類を監査しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

「事業報告」動画配信のご案内

株主総会開催に先立ち、事業報告に関する動画を配信いたします。

配信期間(予定) : 2023年6月15日(木曜日)～9月29日(金曜日)

配信URL : https://v.srdb.jp/8050/2023soukai_visual/



株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

1 当社の指定する下記ウェブサイトアクセスしてください。

配信日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時～本総会終了まで

※ウェブサイトには、午前9時よりアクセスいただけます。



配信URL

<https://v.srdb.jp/8050/2023soukai/>

2 IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従いIDおよびパスワードをご入力ください。

ID

招集ご通知書面でのみご案内

パスワード

招集ご通知書面でのみご案内

ご注意事項

- ※ ご使用のパソコン等の端末およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ※ ライブ配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主さまのご負担となります。
- ※ ライブ配信をご視聴される株主さまは、株主総会当日の決議にご参加いただくことができません。後記の4頁に記載のいずれかの方法により、事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。
- ※ ご視聴される株主さまからはご質問およびご意見をお受けすることができません。
- ※ ご出席の株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、ライブ配信の映像は、議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。
- ※ インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、やむを得ずライブ配信を中断または中止する場合がございます。
- ※ ライブ配信の録画・撮影や保存はご遠慮ください。また、IDおよびパスワードの外部公開はお控えくださいますようお願い申し上げます。

当日のライブ配信視聴方法やネットワークに関するお問い合わせ先

宝印刷株式会社 (ライブ配信サポート会社)	招集ご通知書面でのみご案内	受付時間 2023年6月29日（木） 9：00～12：00
--------------------------	---------------	----------------------------------

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時

2023年6月29日(木) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。



株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使 行使期限 2023年6月28日(水) 午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、賛否のご表示をされない場合は、賛成のご表示をされたものとして取り扱います。



「スマート行使」による議決権行使 行使期限 2023年6月28日(水) 午後6時まで

1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ります。

※QRコードを読み取れるアプリケーションまたは機能が導入されていることが必要です。
(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更する場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使 行使期限 2023年6月28日(水) 午後6時まで

議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。



「スマート行使」およびインターネットによる行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話番号 **0120-768-524** (フリーダイヤル)

(ご利用時間 午前9時～午後9時 (年末年始を除く))

ご参考

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

※書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。

※インターネット等(「スマート行使」を含む。)により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績を勘案し、経営基盤強化のため内部留保の充実に配慮しつつ、安定配当実施の方針に従い、次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金37.5円
総額 1,550,376,638円

なお、中間配当金として1株につき37.5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき75円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

【ご参考】

<1株当たり年間配当金の推移>

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり年間配当金	75円	75円	37.5円	50円	75円

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となりますので、これに伴い、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	再任 服部 真二 はっとり しんじ	男性	代表取締役会長 グループCEO、グループCCO（グループカルチャー総括）	13/13回 (100%)
2	再任 高橋 修司 たかはし しゅうじ	男性	代表取締役社長	13/13回 (100%)
3	再任 内藤 昭男 ないとう あきお	男性	取締役・専務執行役員 エモーショナルバリューソリューションドメイン、法務、知的財産担当	10/10回 (100%)
4	再任 内藤 高弘 ないとう たかひろ	男性	取締役・専務執行役員 デバイスソリューションドメイン担当	10/10回 (100%)
5	再任 関根 淳 せきね じゅん	男性	取締役・専務執行役員 システムソリューションドメイン、IT推進、DXビジネス推進担当	13/13回 (100%)
6	新任 米山 拓 よねやま たく	男性	常務執行役員兼経営管理本部長	—
7	再任 寺浦 康子 てらうら やすこ	女性	社外役員 独立役員	13/13回 (100%)
8	再任 齊藤 昇 さいとう のぼる	男性	社外役員 独立役員	10/10回 (100%)
9	新任 小堀 秀毅 こぼり ひでき	男性	社外役員 独立役員	—

株主総会参考書類

1 はっとり しんじ
服部 真二 (1953年1月1日生)

再任



略歴、地位および担当

1975年 4月 三菱商事(株)入社
1984年 7月 (株)精工舎入社
1996年 1月 セイコープレジジョン(株)取締役
2001年 6月 同社代表取締役社長
2003年 6月 セイコーウォッチ(株)代表取締役社長
2007年 6月 当社取締役
2009年 6月 当社代表取締役副社長
2010年 4月 当社代表取締役社長
2012年 10月 当社代表取締役会長、現在に至る
2015年 6月 セイコーウォッチ(株)代表取締役社長兼CEO
2017年 4月 同社代表取締役会長兼CEO
2020年 6月 (株)和光取締役会長、現在に至る
2021年 4月 セイコーウォッチ(株)取締役会長、現在に至る
<担当>

グループCEO、グループCCO (グループカルチャー統括)

重要な兼職の状況

セイコーウォッチ(株)取締役会長
(株)和光取締役会長

取締役候補者とした理由

服部真二氏は、当社グループ会社および当社の代表取締役社長を歴任し、現在では当社のグループCEOとして中長期的かつグローバルな視点から当社グループ全般の戦略立案を行い、経営の指揮を執るなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

服部真二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数

2,279,289株

取締役在任年数

16年

2023年3月期における 取締役会出席状況

13/13回 (100%)

株主総会参考書類

2

たかはし しゅうじ
高橋 修司

(1957年8月29日生)

再任



所有する当社株式の数

11,600株

取締役在任年数

10年

2023年3月期における
取締役会出席状況

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1980年 4月 当社入社
2011年 2月 セイコーウォッチ(株)執行役員
2012年 6月 同社取締役・執行役員
2013年 6月 当社取締役
2014年 4月 セイコーウォッチ(株)取締役・常務執行役員
2015年 6月 同社取締役・専務執行役員
2016年 6月 当社常務取締役
2017年 4月 当社取締役
2017年 4月 セイコーウォッチ(株)代表取締役社長兼COO兼CMO
2021年 6月 当社代表取締役社長、現在に至る

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

高橋修司氏は、セイコーウォッチ(株)の代表取締役社長としてウォッチ事業のグローバルブランド戦略を推進し、現在では当社の代表取締役社長として当社グループの経営の指揮を執るなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

高橋修司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

3

ないとう あきお
内藤 昭男

(1960年11月9日生)

再任



所有する当社株式の数

9,700株

取締役在任年数

1年

2023年3月期における
取締役会出席状況

10/10回 (100%)

略歴、地位および担当

1984年 4月 当社入社
2002年 1月 SEIKO Australia Pty. Ltd. 取締役社長
2006年 4月 当社法務部長
2011年 6月 当社取締役
2013年 6月 当社常務取締役
2016年 6月 当社取締役
2016年 6月 セイコーウォッチ(株)取締役・専務執行役員
2018年 10月 Grand Seiko Corporation of America 取締役会長兼CEO
2019年 12月 セイコーウォッチ(株)取締役・副社長執行役員
2021年 4月 同社代表取締役社長、現在に至る
2022年 6月 当社取締役・専務執行役員、現在に至る

<担当>

エモーショナルバリューソリューションドメイン、法務、知的財産

重要な兼職の状況

セイコーウォッチ(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

内藤昭男氏は、入社以来、当社グループの一員として主に法務、ウォッチ事業の海外マーケティングなどの業務に従事し、現在ではセイコーウォッチ(株)の代表取締役社長として経営の指揮を執り、また、当社の取締役・専務執行役員としてエモーショナルバリューソリューションドメイン、法務、知的財産を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

内藤昭男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

4

ないとう
内藤

たかひろ
高弘

(1955年9月5日生)

再任



所有する当社株式の数

2,100株

取締役在任年数

1年

2023年3月期における
取締役会出席状況

10/10回 (100%)

略歴、地位および担当

1979年 4月 (株)諏訪精工舎(現セイコーエプソン(株))入社
2001年 12月 同社香港支店長
2006年 10月 同社監査室長
2010年 10月 同社ウオッチ事業部長
2015年 9月 セイコーウオッチ(株)取締役
2016年 6月 同社取締役・執行役員
2019年 4月 セイコーインスツル(株)執行役員
2019年 4月 同社モーションデバイス事業部長
2019年 6月 同社取締役
2020年 4月 同社精密デバイス事業本部長
2020年 6月 同社取締役・常務執行役員
2021年 4月 同社取締役・専務執行役員
2022年 4月 同社代表取締役社長、現在に至る
2022年 6月 当社取締役・専務執行役員、現在に至る

<担当>

デバイスソリューションドメイン

重要な兼職の状況

セイコーインスツル(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

内藤高弘氏は、精密機器企業における要職を経たのち、2019年4月にセイコーインスツル(株)執行役員に就任以来、精密デバイス事業、モーションデバイス事業等に従事し、同社の事業に関して幅広い知見と経験を有しております。現在では同社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、また、当社の取締役・専務執行役員としてデバイスソリューションドメインを担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

内藤高弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

5

せきね
関根

じゆん
淳

(1959年10月1日生)

再任



所有する当社株式の数

2,000株

取締役在任年数

2年

2023年3月期における
取締役会出席状況

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1984年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
1998年 4月 同社保険事業部営業部長
2002年 6月 同社保険事業部長
2006年 1月 同社執行役員
2012年 7月 エスコ・ジャパン(株)取締役社長
2013年 1月 SAPジャパン(株)バイスプレジデントストラテジック統括営業本部長
2015年 7月 同社バイスプレジデントチーフカスタマーオフィサー
2015年 12月 セイコーソリューションズ(株)取締役副社長
2017年 4月 同社代表取締役社長、現在に至る
2021年 6月 当社取締役
2022年 6月 当社取締役・専務執行役員、現在に至る

<担当>

システムソリューションドメイン、IT推進、DXビジネス推進

重要な兼職の状況

セイコーソリューションズ(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

関根淳氏は、外資系IT企業の経営者を歴任し、IT業界における豊富な知見と幅広いネットワークを有しております。現在ではセイコーソリューションズ(株)の代表取締役社長として経営の指揮を執り、また、当社の取締役・専務執行役員としてシステムソリューションドメイン、IT推進、DXビジネス推進を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

関根淳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

6

よねやま
米山

たく
拓

(1962年11月15日生)

新任



略歴、地位および担当

1986年 4月 当社入社
2011年 5月 当社経営企画部長
2015年 2月 セイコーウオッチ(株)執行役員
2015年 6月 同社取締役・執行役員
2017年 4月 同社取締役・常務執行役員
2020年 4月 同社取締役・専務執行役員
2023年 4月 当社常務執行役員兼経営管理本部長、現在に至る

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

米山拓氏は、入社以来、当社グループの一員として主に経営企画業務に従事し、またセイコーウオッチ(株)の経営統括本部長として経営企画、事業管理、総務、人事をはじめとする経営管理全般を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者といいたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

米山拓氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数

2,000株

取締役在任年数

—

2023年3月期における 取締役会出席状況

—

株主総会参考書類

7 てらうら やすこ
寺浦 康子 (1970年10月16日生) 再任 社外役員 独立役員

略歴、地位および担当

- 2000年 4月 弁護士登録
- 2006年 10月 ニューヨーク州弁護士資格取得
- 2010年 3月 エンデバー法律事務所設立、同事務所パートナー弁護士、現在に至る
- 2019年 6月 当社社外取締役、現在に至る
- 2022年 6月 (株)リョーサン社外取締役 (監査等委員)、現在に至る

重要な兼職の状況

エンデバー法律事務所パートナー弁護士
(株)リョーサン社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

寺浦康子氏は、長年にわたる弁護士としての経歴を通じて培われた豊富な知識と経験を有していることから、業務執行の監督機能強化への貢献および弁護士としての専門的な知見に基づく助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、これまでに社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者と当社との特別の利害関係および独立性について

寺浦康子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出ております。本総会で選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。



所有する当社株式の数

900株

取締役在任年数

4年

2023年3月期における
取締役会出席状況

13/13回 (100%)

株主総会参考書類

8

さいとう
齊藤

のぼる
昇 (1961年8月8日生)

再任

社外役員

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数

1年

2023年3月期における
取締役会出席状況

10/10回 (100%)

略歴、地位および担当

1986年 4月 パロース㈱(現BIPROGY㈱)入社
2004年 4月 同社産業流通第二事業部長
2009年 4月 同社流通事業部長
2010年 4月 同社流通第二事業部長
2012年 4月 同社ビジネスサービス事業部長
2013年 4月 同社執行役員
2016年 4月 同社常務執行役員
2016年 6月 同社取締役常務執行役員
2020年 4月 同社代表取締役専務執行役員、現在に至る
2022年 6月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

BIPROGY㈱代表取締役専務執行役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

齊藤昇氏は、長年にわたる企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係および独立性について

齊藤昇氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
なお、同氏は、現在、BIPROGY㈱の代表取締役専務執行役員であります。同社グループと当社グループとの間には、システムソリューション事業における取引等がありますが、その取引の規模は、同社および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。
同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出ております。本総会で選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

株主総会参考書類

9

こぼり ひでき
小堀 秀毅

(1955年2月2日生)

新任 社外役員 独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数

—

2023年3月期における
取締役会出席状況

—

略歴、地位および担当

- 1978年 4月 旭化成工業(株) (現旭化成(株)) 入社
- 2004年 7月 旭化成エレクトロニクス(株)企画管理部長
- 2007年 4月 同社電子部品マーケティング&セールスセンター長
- 2008年 4月 同社取締役兼常務執行役員
- 2009年 4月 同社取締役兼専務執行役員
- 2010年 4月 同社代表取締役社長兼社長執行役員
- 2012年 6月 旭化成(株)取締役兼常務執行役員
- 2014年 4月 同社代表取締役兼専務執行役員
- 2016年 4月 同社代表取締役社長兼社長執行役員
- 2022年 4月 同社代表取締役会長
- 2022年 6月 一般社団法人日本経済団体連合会副会長、現在に至る
- 2023年 4月 旭化成(株)取締役会長、現在に至る

重要な兼職の状況

旭化成(株)取締役会長
一般社団法人日本経済団体連合会副会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小堀秀毅氏は、長年にわたる企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者と当社との特別の利害関係および独立性について

小堀秀毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本総会で選任が承認された場合、同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。

注1.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、寺浦康子氏および齊藤昇氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、小堀秀毅氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間に同様の契約を締結する予定であります。

注2.当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、全ての取締役が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、当該保険契約を任期中途に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 天野秀樹氏および矢野正敏氏の2名が任期満了となりますので、これに伴い、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1	あまの ひでき 天野 秀樹 (1953年11月26日生)	再任	社外役員	独立役員
----------	--	----	------	------

略歴および地位

- 1976年 4月 アーサーアンダーセン（現有限責任あずさ監査法人）入所
- 1980年 9月 公認会計士登録
- 1992年 9月 井上斎藤英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
- 2011年 9月 有限責任あずさ監査法人副理事長（監査統括）
- 2015年 7月 同監査法人エグゼクティブ・シニアパートナー（2016年6月退任）
- 2017年 3月 花王㈱社外監査役、現在に至る
- 2019年 6月 当社社外監査役、現在に至る
- 2022年 6月 みずほリース㈱社外監査役、現在に至る

重要な兼職の状況

- 公認会計士
- 花王㈱社外監査役
- みずほリース㈱社外監査役

社外監査役候補者とした理由

天野秀樹氏は、長年にわたる公認会計士としての経歴を通じて培われた豊富な知識と経験を有していることから、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し、社外監査役候補者いたしました。

なお、同氏は、これまでに社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者と当社との特別の利害関係および独立性について

天野秀樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身であります。同氏は当社の監査業務に直接関与したことはなく、また、同監査法人エグゼクティブ・シニアパートナーを2016年6月に退任した後は同監査法人の運営には関与しておりません。

同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出ております。本総会で選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。



所有する当社株式の数

0株

監査役に在任年数

4年

2023年3月期における
取締役会出席状況

13/13回 (100%)

2023年3月期における
監査役会出席状況

10/10回 (100%)

株主総会参考書類

2

の
矢野 まさとし
正敏

(1956年8月3日生)

再任

社外役員

独立役員



所有する当社株式の数

0株

監査役在任年数

4年

2023年3月期における
取締役会出席状況

13/13回 (100%)

2023年3月期における
監査役会出席状況

10/10回 (100%)

略歴および地位

- 1980年 4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行
- 2007年 4月 (株)みずほ銀行執行役員本店長
- 2009年 4月 同行常務執行役員
- 2011年 4月 同行取締役副頭取(2013年3月退任)
- 2015年 6月 中央不動産(株)(現中央日本土地建物(株)) 代表取締役社長(2018年6月退任)
- 2018年 6月 清和綜合建物(株)代表取締役社長、現在に至る
- 2019年 6月 当社社外監査役、現在に至る

重要な兼職の状況

清和綜合建物(株)代表取締役社長

社外監査役候補者とした理由

矢野正敏氏は、長年にわたる企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し、社外監査役候補者としたしました。

候補者と当社との特別の利害関係および独立性について

矢野正敏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は、現在、清和綜合建物(株)の代表取締役社長であります。同社と当社グループの間には、不動産管理に関する取引等がありますが、その取引の規模は、同社の売上高および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。また、同氏は、当社の主要な借入先である(株)みずほ銀行の出身であります。同行取締役副頭取を2013年3月に退任した後は同行の業務執行には関与しておりません。

同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出ております。本総会で選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

注1.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、天野秀樹氏および矢野正敏氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定であります。

注2.当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、全ての監査役が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は事業報告「4. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】

<役員候補者の指名の決定プロセスについて>

当社は、役員候補者の指名および役員報酬に係る決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、独立社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

第2号議案の取締役候補者の指名および第3号議案の監査役候補者の指名は、同委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決定しております。

株主総会参考書類

【ご参考】

<本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル>

氏名	本総会後の役位 (予定)	性別	スキル・経験						
			企業経営	ブランド カルチャー	マーケティング	テクノロジー	財務会計	法務 リスクマネジメント	グローバル
はっとり 服部 しんじ 真二	代表取締役会長 兼グループCEO 兼グループCCO	男性	○	○	○				○
たかはし 高橋 しゅうじ 修司	代表取締役社長	男性	○		○	○			○
ないとう 内藤 あきお 昭男	取締役・専務執行役員	男性	○		○			○	○
ないとう 内藤 たかひろ 高弘	取締役・専務執行役員	男性	○			○			○
せきね 関根 じゅん 淳	取締役・専務執行役員	男性	○		○	○			
よねやま 米山 たく 拓	取締役・常務執行役員	男性			○	○	○	○	
てらうら 寺浦 やすこ 康子	社外取締役	女性						○	○
さいとう 齊藤 のぼる 昇	社外取締役	男性	○		○	○			○
こぼり 小堀 ひでき 秀毅	社外取締役	男性	○	○	○			○	
たかぎ 高木 はるひこ 晴彦	常勤監査役	男性					○		○
にしもと 西本 たかし 隆志	常勤監査役	男性					○	○	
あまの 天野 ひでき 秀樹	社外監査役	男性					○	○	○
やの 矢野 まさとし 正敏	社外監査役	男性	○					○	
ざくらい 櫻井 けんじ 謙二	社外監査役	男性	○		○				○

第4号議案 取締役に対する株式報酬等に係る報酬枠改定の件

1 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、当社の業務執行取締役（非業務執行取締役および社外取締役を含みません。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を2016年6月29日開催の第155回定時株主総会においてご承認をいただき、その後、2022年6月29日付の執行役員制度の導入に伴い、本制度の対象者に執行役員を追加し、本制度を運用してまいりました（以下、本制度の対象者である業務執行取締役および執行役員を「取締役等」といいます。）。

本制度は、取締役等の報酬と中長期的な業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社は、上記目的をより一層実現すべく2022年7月に役員報酬制度を見直し、取締役等の報酬総額に占める株式報酬の割合を引き上げる改定を行っております。これらに伴い、今後の当社株式の株価変動も考慮し、3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）ごとに拠出する資金の上限および取締役等に付与されるポイント数の上限を改定することについてご承認をお願いするものであります。

当社としては、本制度の目的および当社の「取締役および執行役員の報酬の決定方針」に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月29日開催の第155回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（年額4億2,000万円以内。ただし、使用人分給とは含みません。）とは別枠として、ご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる業務執行取締役は6名となります。

2 改定内容

当社は、対象期間ごとに、当社株式の給付を行うために必要となるものが合理的に見込まれる当社株式を信託（以下、本制度に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得することとしておりますが、当社の拠出する資金の上限を2億4,000万円から5億4,000万円（うち、当社の業務執行取締役分として3億9,000万円）に改定するとともに、取締役等に付与されるポイント数の合計の上限を1事業年度あたり3万6,000ポイント（注：2017年10月1日に実施した株式併合前は18万ポイント）から6万2,000ポイント（うち、当社の業務執行取締役分として4万5,000ポイント）に改定するものです。

3 本制度改定後の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の業務執行取締役（非業務執行取締役および社外取締役を含みません。）および執行役員とします。

(3) 当社が本信託に拠出する金額の上限

当社は、これまで対象期間に対応する必要資金として2億4,000万円を上限として、本信託に金銭を拠出することとしておりましたが、本議案をご承認いただくことを条件として、2023年3月末日で終了した事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの対象期間およびその後の対象期間は、5億4,000万円（うち、当社の業務執行取締役分として3億9,000万円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（下記（5）により取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が対象期間において追加拠出できる金額の上限は、5億4,000万円（うち、当社の業務執行取締役分として3億9,000万円）から残存株式等の金額（株式については、当該対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき、役員および中長期業績指標の達成度等により定まる数のポイントを取締役等に付与します。

取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、6万2,000ポイント（うち、当社の業務執行取締役分として4万5,000ポイント）を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済のポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

(6) 取締役等に対する給付時期

取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けることができます。ただし、役員株式給付規則に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、解任された場合または重大な損害を与える行為その他当該行為に準ずる非違行為を行った場合は、給付予定の株式および金銭の全部または一部を減ずることができるものとします。

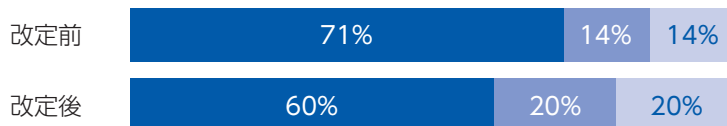
株主総会参考書類

[ご参考]

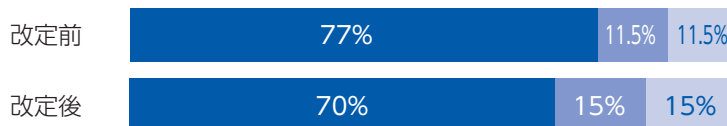
<取締役等の報酬構成比較（報酬制度改定前後 ※標準業績時）>

固定報酬		業績連動報酬	
■ 基本報酬		■ 賞与	■ 株式報酬

■ 代表取締役



■ 代表取締役以外の業務執行取締役、執行役員



<株式報酬制度改定の要旨>

	制度導入時（2016年6月）	本株主総会后（予定）
対象者	業務執行取締役 (2022年7月執行役員を追加)	業務執行取締役および執行役員
3事業年度ごとに 当社が本信託に拠出する 金額の上限	2億4,000万円	5億4,000万円 (うち、業務執行取締役分：3億9,000万円)
1事業年度ごとに取締役等 に付与されるポイント数の 合計の上限	3万6,000ポイント	6万2,000ポイント（※） (うち、業務執行取締役分：4万5,000ポイント)

※ 6万2,000ポイントに相当する株式数の発行済株式総数（2023年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.1%です。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2023年3月期の世界経済は、前期からの世界同時的な景気回復等から生じた物価上昇に加え、ウクライナ情勢の影響を受けた国際商品市況の高騰や各国での金融引き締めの進展等を背景に世界の多くの市場でインフレ懸念からの景気減速感が鮮明になりました。また、中国ではゼロコロナ政策によるロックダウンにともなうサプライチェーンの混乱等が生じましたが、期中でゼロコロナ政策は撤廃され、その後は回復傾向に向かっています。一方、わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されたことによる個人消費の回復が顕著となり、世界景気の悪化や物価高等を背景とした停滞感はあるものの、インバウンド需要の戻りも期待され緩やかな回復傾向となっています。

このような中、当社は、当期を初年度とする5か年計画である第8次中期経営計画「SEIKO Milestone145 = SMILE145」をスタートさせ、新たに定めた3つの戦略ドメインである「エモーショナルバリューソリューション事業 (EVS事業)」、「デバイスソリューション事業 (DS事業)」、「システムソリューション事業 (SS事業)」を中心に事業展開を進めました。

EVS事業では、国内市場向けのウオッチ事業、和光事業が個人消費の改善を背景に大きく回復し、ウオッチ事業の海外市場向けも多くの国や地域で売上高を伸ばすことができました。DS事業は、前半は引き続き好調な需要を確実に捉えることで売上高を伸ばしましたが、第3四半期から大きく市況が悪化したことにともない、民生品向けデバイス等を中心に売上高が急減速いたしました。SS事業は多角化やストックビジネス拡大への取組みが奏功して、前年度を上回る売上高となりました。その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、2,605億円（前年度比9.7%増）となりました。

連結全体の国内売上高は1,326億円（同6.6%増）、海外売上高は1,278億円（同13.2%増）となり、海外売上高割合は49.1%でした。

当連結会計年度の広告宣伝販促費は前年度に対して約15%増加いたしました。労務費やその他の販売費および一般管理費も前年度から増加しましたが、売上高が伸びたことなどにより営業利益は前年度から24億円改善し112億円（同28.1%増）となりました。営業外収支は概ねイーブンとなり、経常利益は前年度を12億円上回る111億円（同12.4%増）となりました。固定資産売却益が特別利益として2億円発生した一方、投資有価証券売却損等による特別損失17億円が発生し、また法人税等調整額が前年度より12億円増加したことで、親会社株主に帰属する当期純利益は50億円（同21.6%減）となりました。

なお、当連結会計年度の平均為替レートは1米ドル135.5円、1ユーロ141.0円でした。

事業報告

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

なお、当社はグループ10年ビジョンの実現に向け、提供するソリューションを基準とした3つの戦略ドメイン（エモーショナルバリューソリューションドメイン、デバイスソリューションドメイン、システムソリューションドメイン）を設定し、第8次中期経営計画「SMILE145」においてもドメインごとの戦略を策定し、推進しております。これにともない、報告セグメントを従来の「ウォッチ事業」、「電子デバイス事業」、「システムソリューション事業」から3つの戦略ドメインである「エモーショナルバリューソリューション事業」、「デバイスソリューション事業」、「システムソリューション事業」へ変更しております。従来のウォッチ事業および電子デバイス事業に含めていた一部事業ならびにタイムクリエーション・和光事業他に含めていたタイムクリエーション事業・和光事業をエモーショナルバリューソリューション事業といたしました。デバイスソリューション事業は、従来の電子デバイス事業からエモーショナルバリューソリューション事業に変更した一部事業以外となります。システムソリューション事業は従来から変更はありません。

エモーショナルバリューソリューション事業（EVS事業）

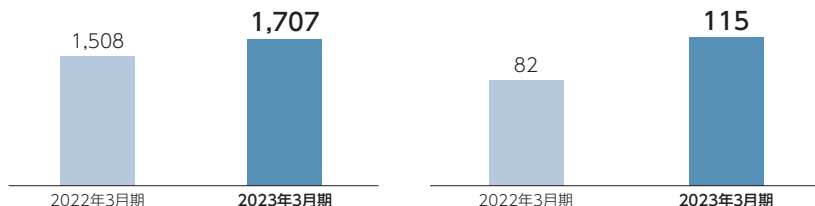
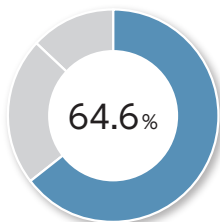
戦略ドメイン別売上高構成比

売上高

(億円)

営業利益

(億円)



※上記の比率は、各戦略ドメインの外部顧客への売上高の数値に基づき算出しております。

EVS事業の売上高は前年度比199億円増加の1,707億円(前年度比13.2%増)となりました。

国内の完成品ウォッチは個人消費の回復により「グランドセイコー」、「セイコー プロスペックス」を中心に前年度から大きく売上高を伸ばしました。また海外でも、米国で「グランドセイコー」をはじめとしたグローバルブランドが牽引し大幅な売上高増となり、欧州でも全般的に「グランドセイコー」が好調に推移し、英国、フランス、ドイツ等で大きく売上高を伸ばしました。一方、中国ではロックダウンやその後の個人消費の低迷の影響を受けて売上高を落としました。

ウォッチムーブメントの外販ビジネスにつきましては、円安の影響もあり売上高は増加しました。

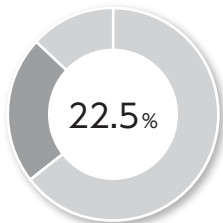
和光事業の売上高は国内高額品市場の回復にともない前年度と比べ大きく伸びましたが、国内市場向けクロック、設備時計の売上高は伸び悩みました。

売上高の増加、円安の進行等により営業利益は前年度から32億円増加し115億円（同39.6%増）となりました。

事業報告

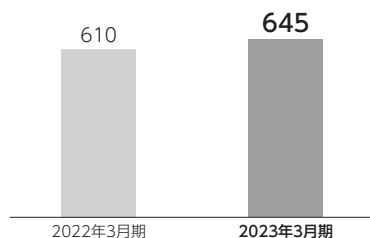
デバイスソリューション事業 (DS事業)

戦略ドメイン別売上高構成比



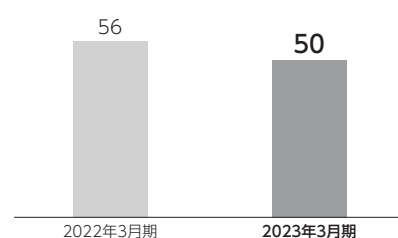
売上高

(億円)



営業利益

(億円)



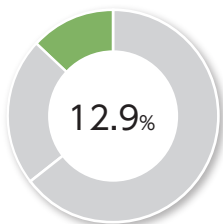
※上記の比率は、各戦略ドメインの外部顧客への売上高の数値に基づき算出しております。

DS事業は売上高645億円（前年度比5.7%増）、営業利益50億円（同10.3%減）となりました。

第3四半期以降、民生品向けあるいは汎用品向けデバイスの受注に減速傾向が見られはじめたものの、医療向け電池、半導体製造装置向け高機能金属等が引き続き好調に推移しましたが、生産調整とエネルギーコストの高騰等により増収減益に留まりました。

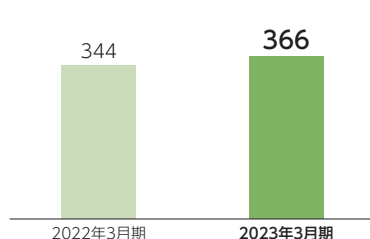
システムソリューション事業 (SS事業)

戦略ドメイン別売上高構成比



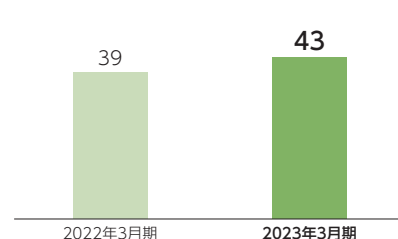
売上高

(億円)



営業利益

(億円)



※上記の比率は、各戦略ドメインの外部顧客への売上高の数値に基づき算出しております。

SS事業の売上高は前年度比22億円増加の366億円（前年度比6.4%増）、営業利益は前年度比4億円増加の43億円（同10.7%増）となりました。

外食産業向けなどにコロナ禍からの回復傾向が見られた他、性能管理・セキュリティ関連ビジネスなどデジタルインフラを支える事業が年間を通して順調に推移し、またシステム関連、決済関連も伸長した結果、28四半期連続で対前年同四半期比増収増益となりました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

当社は創業140周年を迎えた2021年に、改めて当社のパーパス（存在意義）を明確化いたしました。それは「革新へのあくなき挑戦で、人々と社会に信頼と感動をもたらし、世界中が笑顔であふれる未来を創ります」というものです。当社のすべての活動はこのパーパスを原点とし、「社会に信頼される会社であること」という企業理念のもと行われています。

また、2031年に迎える150周年に向け、以下のグループ10年ビジョンも定めました。

アナログとデジタルのシナジーにより
世界中の人・モノ・時をつなぐ製品・サービスを創造し、
サステナブルな社会に貢献するソリューションを提供する

当社はこのグループ10年ビジョンの実現に向け、2026年度を最終年度とする第8次中期経営計画（SEIKO Milestone145=SMILE145）を策定し事業を推進しております。

1 SMILE145の位置づけ

第8次中期経営計画SMILE145は、創業150周年のありたい姿であるグループ10年ビジョンを実現するために、その中間地点である創業145周年にあたる2026年度に向けてグループ10年ビジョンからバックキャストで策定し、期間を5か年計画といたしました。

2 SMILE145の目指す姿

2026年のありたい姿を「人々と社会に感動をもたらす高付加価値・高収益な製品・サービスを提供する、ソリューションカンパニーになる」とし、その実現のために感動をもたらす高付加価値で高収益な製品に注力していく「MVP戦略（=Moving, Valuable, Profitable）」を基本方針といたします。

3 2031年に向けた価値創造ストーリー

当社グループを取り巻く環境認識を機会とリスクの両面から分析した上で、グループパーパスを原点に社会課題解決を実現する事業活動に取り組み、グループのたゆみない成長とともに持続可能な社会発展に貢献いたします。成長戦略として、グループコア戦略（SDGs、人材、ブランディング、DX、R&D）を推進するとともに、当社グループの強みである3つの戦略ドメイン（エモーショナルバリューソリューション、デバイスソリューション、システムソリューション）を設定し、4つの事業機会（感性消費、Society 5.0、ウェルネス、社会／環境）においてこれらドメインの戦略を進めます。さらにグループシナジー創出を図ることで、社会価値の創造を実現するとともに当社グループの成長を目指します。

そのためにグループ10年ビジョンからバックキャストिंगで描いた2026年のありたい姿の実現に向けてMVP戦略を推進いたします。

4 グループコア戦略

当社グループはグループを横断した5つの戦略をグループコア戦略として掲げ、成長戦略を推進してまいります。

① SDGs戦略

セイコーグループは、グループパーパスを原点に、“WITH”を実現する事業活動に取り組み、グループのたゆみない成長とともに持続可能な社会発展に貢献します。

（“WITH” = Well-being：よりよい人生を、Inclusion：すべての人に、Trust：確かな信頼で、Harmony：地球との調和）

② 人材戦略

人材の育成を成長戦略の柱として、エンゲージメント向上とダイバーシティ推進に取り組み、失敗を価値に変える組織風土、体制を構築します。

③ DX戦略

デジタルとデータを駆使し、顧客中心で顧客体験を重視した高付加価値ビジネスを実現します。

④ R&D戦略

永年培ってきた「匠・小・省」と「デジタル」を融合し、技術をさらに進化させ、新たな価値を創造します。

⑤ ブランディング戦略

SEIKOは、社会課題に向き合い、自社の社会的価値・技術的価値・感性的価値を通して、世界中の人々の心を豊かにし、笑顔であふれる未来を創ります。

5 ドメイン別の目指す姿

① エモーショナルバリューソリューション (EVS) ドメイン

- ・お客様に感動を与える美意識やこだわりで満ち、機能的価値・感性的価値・社会的価値の高い製品・サービスを創出します。
- ・人生に寄り添い、喜びの時に共に歩める商品を、優れた顧客体験を通じて販売する事で、ブランド価値向上と企業価値向上を実現します。

② デバイスソリューション (DS) ドメイン

- ・技術革新が生み出すデバイスソリューションで社会が求める高機能・高品質を提供します。
- ・Society 5.0 (サイバー空間とフィジカル空間を融合させて社会課題を解決) を実現します。

③ システムソリューション (SS) ドメイン

- ・社会のイノベーションをワンストップのICTソリューションにより提供しサステナブルな成長を実現します。
- ・お客様ニーズに即した持続的な価値提供により、お客様・社会・グループの価値向上を実現します。

6 財務方針・キャッシュアロケーション

SMILE145では、当社グループは売上総利益率の改善により成長投資力を向上させ、サステナビリティ確立への投資を行うとともに、資本コストを踏まえた財務体質の改善、株主還元を確実に実施していくことを目指します。売上成長性やROICをベースとした積極投資、安定的収益基盤確保、新規領域への挑戦の3つをサステナビリティ確立に向けた投資方針に掲げ、ブランディング・R&D・製造設備・M&A・DX・人材など当社グループの成長に向けた投資を行ってまいります。

7 全社経営目標

SMILE145では中長期的な収益性と成長性を重視し、当社グループがサステナブルな企業であり続けることを目指します。2026年度の財務目標は、連結営業利益180～200億円、連結GP率+5.0ポイント (2021年度比)、連結ROIC 6.5%超といたします。ESG指標として、2026年度のSCOPE1・2におけるCO₂排出量の25%削減 (2020年度比) を目指します。また、2022年度から実施する従業員エンゲージメントサーベイによって課題の優先順位付けを明確にして、それぞれの課題解決に取り組むことでエンゲージメントスコアの向上を目指します。

8 事業を取り巻く環境と課題への取組み

① グループコア戦略

SDGs戦略では脱炭素・気候変動への取組みとして、国内拠点の再生可能エネルギー導入などによるCO₂排出量削減やグループ全体のSCOPE3排出量の把握、TCFD開示（「気候関連財務情報開示タスクフォース」=Task Force on Climate-related Financial Disclosures）等を行いました。引き続き、CO₂排出量削減やTCFD開示の充実を進めていくとともにSBT（Science Based Targets）申請を目指します。また、人権リスクを評価・低減する取組みや責任ある調達に向けたルール策定や運用を行ってまいります。

人材戦略では、国内のグループ社員を対象としたDX研修を実施しDX人材育成を進めました。また、経営者視点を持った事業家人材の育成にも取り組んでまいります。当期には初めてエンゲージメントサーベイを実施いたしました。この結果等を踏まえ、課題の優先順位付けを明確化し、様々な取組みを進めることでエンゲージメントスコア向上を実現させ、人的資本の充実を図ります。また、男性の育休取得を促進するため制度改定や啓蒙活動を行い、ダイバーシティも推進しております。

DX戦略では、顧客体験向上とCRM推進などデータドリブンによるビジネスモデルへの変革に取り組みました。デジタルセールス・マーケティングの深化を進めるとともに、メタバース空間でのECなど新事業創出も進めてまいります。

R&D戦略では、感性消費やSociety 5.0といった基盤領域で、MVP製品・サービスの高付加価値化や製造の高度化・合理化により収益性向上に貢献しました。今後もさらなる技術開発を加速していきます。また、拡張領域としているウェルネスや社会・環境の領域における事業創出に向けたR&Dにも取り組んでおります。

ブランディング戦略では、社会的価値・技術的価値・感性的価値を訴求するPR・ブランディングを進め、またBtoBビジネスでの連携や感動提供型のブランディングへの進化に取り組みました。

② 戦略ドメイン

事業環境につきましては、円安による影響や日本国内におけるコロナ禍からの景気回復、インバウンド需要の戻りなど、経済環境で当社グループ事業へのプラスの影響が多くありました。一方、デバイスに関しては上期までの旺盛な需要から下期に急減速し、市場環境が急変いたしました。このような環境の下、EVSドメインでは国内及び海外市場でグローバルブランドを伸ばしたウォッチ事業や高額品需要が堅調な和光事業でMVP製品売上比率が着実に伸長いたしました。これに伴いEVSドメインのGP率も前期と比べ約2pts改善させることができました。今後も高付加価値製品の開発等を進めてMVP比率の改善を図ってまいります。DSドメインではSMILE145で想定していた事業前提が大きく変わるような市場環境の急変が起り、MVP製品の売上も伸び悩みましたが、MVP製品売上比率は想定通り伸長できたこともあり、GP率は前期とほぼ同水準を維持することができました。DSドメインではこのような事業環境の変化に対応するため、事業戦略の再検討を実施の上、一部事業においては戦略の見直しをいち早く行っております。加えて、環境変化の影響を受けないMVP製品を開発していくことで事業収益向上を図って

事業報告

まいります。SSドメインではストックビジネスの拡大と多角化を進めたことにより、MVP比率は着実に伸長し、GP率も約2pts改善しております。M&Aも視野に入れながら、今後もストックビジネス拡大と多角化を進めて安定的な収益獲得を図ってまいります。全体を通して、MVP比率が伸びた事業はGP率も上昇しており、その結果、連結全体でもGP率は目標通りに向上し、グループ全体の事業力を高めることができた中期経営計画初年度と捉えています。

SMILE145の第2年度となる2023年度はSMILE145達成に向けて非常に重要な年度となると捉えており、初年度の結果を踏まえた戦略の見直し、加速等をしっかり進めていくことで、営業利益は連結合計で120億円を目指してまいります。ドメイン別では、EVSドメインが130億円、DSドメインが48億円、SSドメインが48億円、その他・調整が△106億円となります。また、GP率もさらに連結ベースで1pts以上の改善を目指してまいります。

SMILE145における主要KPIの進捗は以下の通りになります。

連結経営目標 (KPI)

(金額単位：億円)

	2022年3月期 実績	2023年3月期 実績	2024年3月期 見通し	2027年3月期 SMILE145
連結営業利益	87	112	120	180~120
連結GP率	41.8%	42.9%	43.9%	46.8%

ドメイン別経営目標 (KPI)

(金額単位：億円)

	2022年3月期 実績	2023年3月期 実績	2024年3月期 見通し	2027年3月期 SMILE145
営業利益 EVS	82	115	130	145~150
DS	56	50	48	75~80
SS	39	43	48	65~70

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

主として製造設備等の増強、更新等にエモーショナルバリューソリューション事業において3,682百万円、デバイスソリューション事業において2,641百万円、主として市場販売目的のソフトウェアの取得等にシステムソリューション事業において964百万円をそれぞれ投資しております。

事業報告

(5) 財産および損益の状況の推移

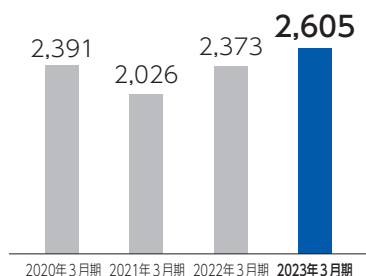
当期ならびに過去3年間の営業成績および財産の状況は以下のとおりです。

① 連結

区 分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高 (百万円)	239,150	202,671	237,382	260,504
経常利益 (百万円)	7,004	633	9,939	11,167
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,394	3,475	6,415	5,028
1株当たり当期純利益	82円	84円	156円	122円
総資産 (百万円)	299,990	319,671	327,533	355,915
純資産 (百万円)	104,273	113,082	121,624	131,748
1株当たり純資産	2,500円	2,709円	2,911円	3,145円

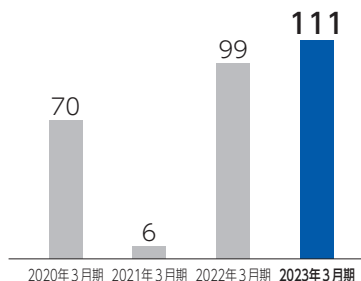
売上高

(億円)



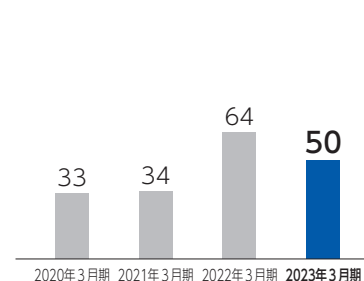
経常利益

(億円)



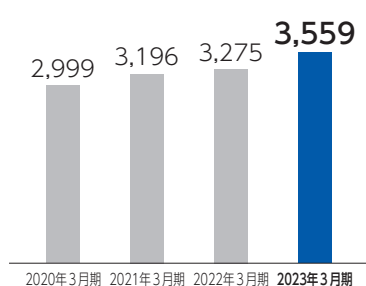
親会社株主に帰属する当期純利益

(億円)



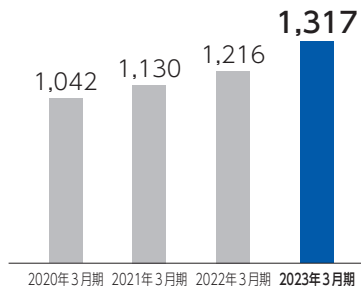
総資産

(億円)



純資産

(億円)



事業報告

② 当社

区分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
営業収益 (百万円)	12,031	11,301	12,043	15,312
経常利益 (百万円)	3,027	809	△473	1,560
当期純利益 (百万円)	3,124	1,560	3,257	2,562
1株当たり当期純利益	76円	38円	79円	62円
総資産 (百万円)	176,961	192,853	187,644	201,299
純資産 (百万円)	50,681	55,495	57,120	57,534
1株当たり純資産	1,229円	1,345円	1,384円	1,393円

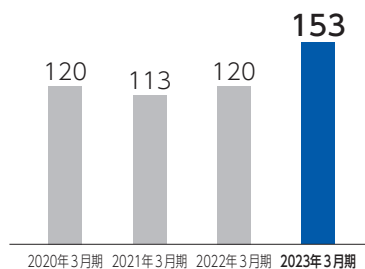
注1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算定しております。

注2. 自己株式を純資産の部に対する控除項目として表示しており、1株当たり当期純利益及び純資産の各数値は、それぞれ、期中平均株式数、発行済株式総数より自己株式数を控除して算定しております。

注3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首より適用しております。

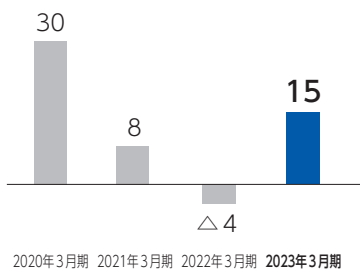
営業収益

(億円)



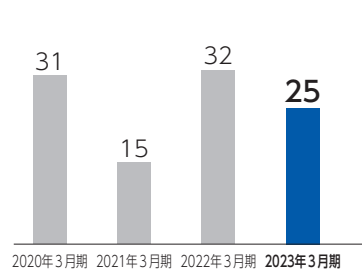
経常利益

(億円)



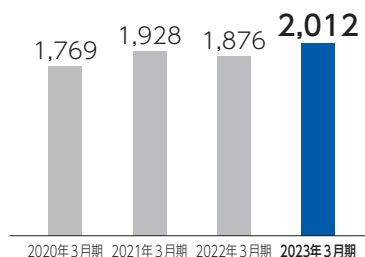
当期純利益

(億円)



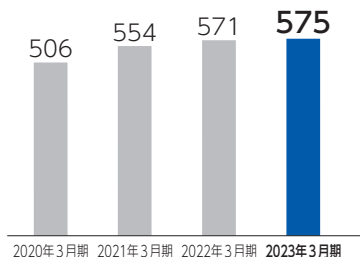
総資産

(億円)



純資産

(億円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
セイコーウオッチ株式会社	5,000 百万円	100.0%	ウオッチの販売
株式会社クロノス	200 百万円	100.0% (*)	ウオッチ等の販売
盛岡セイコー工業株式会社	2,000 百万円	100.0% (*)	ウオッチの製造
Grand Seiko Corporation of America	2 千米ドル	100.0% (*)	ウオッチの販売
Seiko Watch of America LLC	112 千米ドル	100.0% (*)	ウオッチの販売
SEIKO Hong Kong Ltd.	129,300 千香港ドル	100.0% (*)	ウオッチ等の販売
SEIKO Manufacturing (H.K.) Ltd.	128,700 千香港ドル	100.0% (*)	ウオッチの製造・販売
SEIKO Manufacturing (Singapore)Pte. Ltd.	32,288 千シンガポールドル	100.0% (*)	ウオッチの製造
セイコータイムクリエーション株式会社	500 百万円	100.0%	クロック・設備時計等の製造・販売
株式会社和光	2,500 百万円	100.0%	高級宝飾・服飾・雑貨品の販売
セイコーインスツル株式会社	9,756 百万円	100.0%	電子デバイス等の製造・販売
セイコーフューチャークリエーション株式会社	100 百万円	100.0% (*)	グループ研究開発等
セイコーソリューションズ株式会社	500 百万円	100.0%	情報通信システム等の開発・販売等

注. *の付された出資比率には、間接所有が含まれております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は持株会社であります。各事業が行う事業内容並びに主要な製品および商品は以下のとおりです。

事業区分	事業内容	主要な製品および商品
エモーショナルバリューソリューション事業	製造・販売	ウォッチ、ウォッチムーブメント、クロック、高級宝飾・服飾・雑貨品、設備時計
デバイスソリューション事業	製造・販売	電池・材料、水晶振動子、精密部品、プリンタ、水晶発振器用IC
システムソリューション事業	開発・販売	デジタルトラストソリューション、ネットワークソリューション、ITマネジメントソリューション、IoTソリューション、無線ネットワークソリューション、カスタマーエクスペリエンス (CX) ソリューション、キャッシュレスソリューション
その他	—	シェアードサービス、不動産賃貸 他

(8) 企業集団の主要拠点等

当社の本社所在地は東京都中央区であり、各事業の主たる所在地は以下のとおりです。

事業区分	所在地
エモーショナルバリューソリューション事業	東京都中央区
デバイスソリューション事業	千葉県千葉市美浜区
システムソリューション事業	千葉県千葉市美浜区
その他	東京都中央区

(9) 企業集団の使用人の状況

当社および連結子会社の使用人数は11,843名（前期末比141名減）であります。

(10) 主要な借入先および借入額

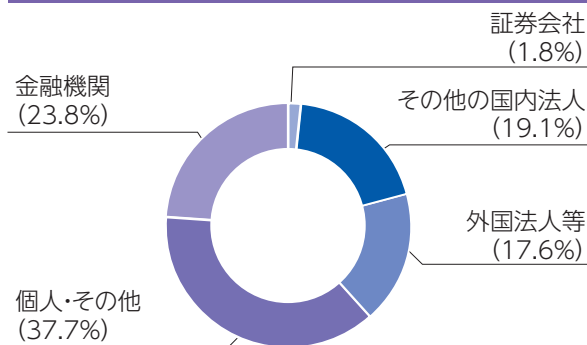
(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	44,748
株式会社三井住友銀行	23,240
株式会社あおぞら銀行	13,773

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 149,200,000株
- (2) 発行済株式総数 41,404,261株
(自己株式60,884株を含む)
- (3) 当期末株主数 12,627名
- (4) 上位10名の株主

所有者別株式分布図



氏名または名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
三光起業株式会社	4,436,500	10.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,302,800	10.4
服部 悦子	3,613,908	8.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,480,700	6.0
服部 真二	2,279,289	5.5
第一生命保険株式会社	1,800,000	4.4
服部 秀生	1,622,455	3.9
清水建設株式会社	744,200	1.8
株式会社不二ビルディング	671,400	1.6
服部 洪尚	595,175	1.4

注. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第1位未満を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 18,700株	3名

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職等の状況
服部 真二	代表取締役会長 グループCEO、グループCCO（グループカルチャー総括）	セイコーウオッチ株式会社取締役会長 株式会社和光取締役会長
高橋 修司	代表取締役社長	
内藤 昭男	取締役・専務執行役員 エモーショナルバリューソリューションドメイン、法務、知的財産担当	セイコーウオッチ株式会社代表取締役社長
内藤 高弘	取締役・専務執行役員 デバイスソリューションドメイン担当	セイコーインスツル株式会社代表取締役社長
関根 淳	取締役・専務執行役員 システムソリューションドメイン、IT推進、DXビジネス推進担当	セイコーソリューションズ株式会社代表取締役社長
龍沢 観	取締役・常務執行役員 財務管理、不動産管理担当 兼 財務管理部長	
永野 毅	社外取締役	東京海上ホールディングス株式会社取締役会長 東海旅客鉄道株式会社社外取締役 富士フィルムホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会副会長
寺浦 康子	社外取締役	エンデバー法律事務所パートナー弁護士 株式会社リョーサン社外取締役（監査等委員）
齊藤 昇	社外取締役	BIPROGY株式会社代表取締役専務執行役員
高木 晴彦	常勤監査役	株式会社オハラ社外監査役
西本 隆志	常勤監査役	
天野 秀樹	社外監査役	公認会計士 花王株式会社社外監査役 みずほリース株式会社社外監査役
矢野 正敏	社外監査役	清和綜合建物株式会社代表取締役社長
櫻井 謙二	社外監査役	株式会社第一ビルディング代表取締役社長

注1. 社外取締役永野毅氏、寺浦康子氏、齊藤昇氏、社外監査役天野秀樹氏、矢野正敏氏、櫻井謙二氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

事業報告

注2. 常勤監査役高木晴彦氏、西本隆志氏は、経理業務に従事した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役天野秀樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

注3. 当事業年度中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1)2022年6月29日開催の第161回定時株主総会において、新たに内藤昭男氏、内藤高弘氏が取締役に、齊藤昇氏が社外取締役に、櫻井謙二氏が社外監査役に選任され、就任いたしました。

(2)2022年6月29日開催の第161回定時株主総会の終結の時をもって、取締役副会長中村吉伸氏、常務取締役庭崎紀代子氏、取締役坂本和彦氏、市村誠氏、小林哲氏は任期満了により、また社外監査役浅野友靖氏は辞任により退任いたしました。

注4. 2022年6月29日付で執行役員制度を導入したことに伴い、同日付で取締役の地位が次のとおり変更となりました。

氏名	異動後	異動前
内藤 昭男	取締役・専務執行役員	—
内藤 高弘	取締役・専務執行役員	—
関根 淳	取締役・専務執行役員	取締役
瀧沢 観	取締役・常務執行役員	常務取締役

注5. 当事業年度中および終了後の取締役および監査役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

(1)取締役・常務執行役員瀧沢観氏は、2023年4月1日付でセイコータイムクリエーション株式会社代表取締役社長に就任いたしました。また、同氏は、2022年6月15日付で株式会社ジーダット社外取締役を退任いたしました。

(2)社外取締役永野毅氏は、2022年6月1日付で一般社団法人日本経済団体連合会副会長に、2022年6月23日付で東海旅客鉄道株式会社社外取締役に、2022年6月29日付で富士フィルムホールディングス株式会社社外取締役に就任いたしました。

(3)社外取締役寺浦康子氏は、2022年6月24日付で株式会社リョーサン社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。また、同氏は、2022年6月28日付で高周波熱錬株式会社社外取締役に退任いたしました。

(4)社外監査役天野秀樹氏は、2022年6月24日付でみずほリース株式会社社外監査役に就任いたしました。また、同氏は、2022年6月23日付で味の素株式会社社外取締役に退任いたしました。

注6. 社外取締役齊藤昇氏の兼職先であるBIPROGYグループと当社グループとの間には、システムソリューション事業における取引等がありますが、その取引の規模は、同社および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。

注7. 社外監査役矢野正敏氏の兼職先である清和総合建物株式会社と当社グループとの間には、不動産管理に関する取引等がありますが、その取引の規模は、同社の売上高および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。

注8. 社外監査役櫻井謙二氏の兼職先である株式会社第一ビルディングと当社グループとの間には、不動産賃貸借取引等がありますが、その取引の規模は、同社の売上高および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。

注9. その他の社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間に特記すべき関係はありません。

注10. 当事業年度末日後の取締役の担当の変更は次のとおりです。

地位	氏名	担当	異動年月日
取締役・常務執行役員	瀧沢 観	経理担当 兼 経理部長	2023年4月1日
		経理担当	2023年5月11日

注11. 2023年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

地位	氏名	担当
常務執行役員	庭崎 紀代子	コーポレートブランディング、広報、ESG・SDGs推進担当
常務執行役員	市村 誠	秘書、事業戦略担当、株主対応管掌 兼 秘書室長
常務執行役員	米山 拓	経営管理本部長
執行役員	田嶋 直樹	経営管理本部 副本部長 兼 人事、グループHR戦略、総務担当
執行役員	中川 博美	経営管理本部 副本部長 兼 財務企画、経営企画担当 兼 財務企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役永野毅氏、寺浦康子氏、齊藤昇氏、社外監査役天野秀樹氏、矢野正敏氏、櫻井謙二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約における被保険者は当社および当社子会社であるセイコーインスツル株式会社、ならびにその取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員であり、保険料は当社およびセイコーインスツル株式会社が負担しております。当該保険契約では被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等		
		基本報酬	賞与 (金銭報酬)	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役 (社外取締役を除く)	404	225	71	107	11名
社外取締役	31	31	-	-	3名
計	436	257	71	107	14名
監査役 (社外監査役を除く)	37	37	-	-	2名
社外監査役	34	34	-	-	4名
計	71	71	-	-	6名

注1. 上記には、2022年6月29日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名および監査役1名を含んでおります。
 注2. 業績連動報酬等として業務執行取締役に対して「賞与」および「株式報酬」を支給しております。当事業年度の給付対象は8名です。
 上記の業績連動報酬等は、当事業年度における費用計上額および支給額を記載しております。

注3. 当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標値と実績は以下のとおりです。
(賞与)

	連結営業利益	連結売上総利益率
目標値	100億円	42.8%
実績値	112億円	42.9%
業績達成率	112.00%	100.23%

(株式報酬)

	連結営業利益	連結売上総利益率	連結ROIC	非財務(ESG)評価
目標値	100億円	42.8%	4.1%	△8.4%
実績値	112億円	42.9%	3.6%	△8.4%
業績達成率	112.00%	100.23%	87.80%	100.00%

注1. 上記、連結ROICおよび非財務(ESG)評価については2023年5月9日現在における推定値です。

(5) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬および賞与の総額は、2016年6月29日開催の第155回定時株主総会において、年額4億2,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点で基本報酬の支給対象となる取締役の員数は13名(うち、社外取締役は2名)、賞与の支給対象となる業務執行取締役の員数は6名です。

監査役の基本報酬は、2016年6月29日開催の第155回定時株主総会において、月額800万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点で基本報酬の支給対象となる監査役の員数は5名です。

株式報酬は、2016年6月29日開催の第155回定時株主総会において、中期経営計画に連動する3事業年度ごとに、当社が拠出する金銭の上限を2億4,000万円、対象者である業務執行取締役に給付する株式等の総数を540,000株(1事業年度あたり180,000株)以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点で株式報酬の支給対象となる業務執行取締役の員数は6名です。なお、当社は2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っており、株式併合後の株式数の上限は108,000株(1事業年度あたり36,000株)となります。

(6) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

【取締役および執行役員の報酬の決定方針】

取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のa)~f)のとおり取締役会にて決議しております。当該方針は、取締役会の諮問機関であり独立社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会の審議を経たうえで、その審議内容を踏まえて取締役会にて決定いたしました。

a) 取締役および執行役員の報酬の基本方針

当社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- ・報酬に対する透明性・客観性を確保するとともに、その役割と責務に相応しい報酬水準とする。
- ・当社および当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営理念および経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また経営目標の達成を動機付けるものとする。

なお、報酬の水準については、事業内容、規模等において類似する同輩企業を対象とした第三者による役員報酬調査結果を踏まえて決定する。

b)取締役および執行役員の報酬体系

業務執行取締役および執行役員の報酬は、固定報酬である「基本報酬」、業績に連動する「賞与」（短期インセンティブ報酬）および「株式報酬」（中長期インセンティブ報酬）で構成し、社外取締役等の非業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成する。

c)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役および執行役員の基本報酬は、月額固定報酬とし、役割と責務に応じて同輩企業の水準、在任年数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d)業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、金銭報酬である「賞与」および非金銭報酬等である「株式報酬」で構成する。

（賞与）

賞与は、基本報酬に役位ごとに定めた係数を乗じた額を標準支給額とする。代表取締役の個人別支給額は、標準支給額に業績達成率に応じた支給率を乗じて決定する。代表取締役以外の業務執行取締役および執行役員の個人別支給額は、標準支給額に業績達成率に応じた支給率を乗じた額と標準支給額に定性評価に基づく支給率を乗じた額を合算して決定する。賞与は、目標値に対する達成度に応じ、0～200%の範囲で変動する。

（株式報酬）

株式報酬は、個人別給付額を株式数に換算したポイントを毎期待与する。個人別給付額は、基本報酬に役位ごとに定めた係数を乗じた標準給付額（固定部分）とその標準給付額に財務、非財務（ESG）評価に基づく支給率を乗じた額（業績連動部分）を合算した金額とする。業績連動部分の株式報酬は、目標値に対する達成度に応じ、0～200%の範囲で変動する。なお、固定部分と業績連動部分の割合の目安はそれぞれ50%である（業績達成率が100%の場合）。

上記の業績連動報酬等に係る業績指標は、2022年度から2026年度までの5年間を対象とした第8次中期経営計画(SMILE145)に掲げる重要な経営指標とする。

事業報告

	賞与	株式報酬
業績指標	①連結営業利益 ②連結売上総利益率 ③個人評価	①連結営業利益 ②連結売上総利益率 ③連結ROIC ④ESG評価：CO ₂ 排出量削減率（SCOPE1・2）等
目標値	①・②期初に公表する業績予想値	①～③ ・第8次中期経営計画 初年度及び最終年度 対外公表値 ・同計画2年度～4年度 「前年度実績」+「当年度と前年度の計画値の差額(率)」 ④CO ₂ 排出量削減率（SCOPE1・2） 年間△4.2%(2020年度比)
	(例外規定) 評価対象期間中に予測不能な事態（連結業績や企業価値に大きな影響を及ぼす事象）が生じた場合は、コーポレートガバナンス委員会の諮問を経たうえで、取締役会の決議により目標値を合理的な範囲で修正することができるものとする。	
支給時期	当年度分を翌年6月末に支給	当年度分のポイントを翌年6月末に付与 退任時に1ポイントを1株に換算し、当社株式を給付
報酬返還事由	業務執行取締役あるいは執行役員が解任された場合または退任までの間に業務執行取締役あるいは執行役員が当社に重大な損害を与える行為その他当該行為に準じる非遵行為を行った場合は、取締役会の決議により、支給予定の賞与の全部または一部を減ずることができる。	受給予定者が解任された場合または退任までの間に受給予定者が当社および当社グループ会社に重大な損害を与える行為その他当該行為に準じる非遵行為を行った場合は、当社およびグループ会社の取締役会の決議により、給付予定の本株式および金銭の全部または一部を減ずることができる。

e) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役および執行役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役および執行役員の種類別の報酬割合については、当社の企業価値向上に資するインセンティブとして適切な割合となるよう、同輩企業の水準を考慮するものとし、取締役会の諮問機関であり独立社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会にて審議を経たうえで、その審議内容を踏まえて取締役会にて決定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりとする（業績達成率及び定性評価に基づく支給率が100%の場合）。

	固定報酬	業績連動報酬等	
	基本報酬	賞与	株式報酬
代表取締役	1.0 (60%)	0.33 (20%)	0.33 (20%)
代表取締役以外の 業務執行取締役 および執行役員	1.0 (70%)	0.21 (15%)	0.21 (15%)

f)取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の一部については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長および代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役および執行役員の基本報酬の額および各業務執行取締役および執行役員の賞与の定性評価とする。

当該権限が代表取締役会長および代表取締役社長によって適切に行使されるよう、毎年、コーポレートガバナンス委員会において、取締役および執行役員の役位別の報酬水準について審議を行い、上記の委任を受けた代表取締役会長および代表取締役社長は、その審議内容を踏まえて決定をしなければならないものとする。

なお、業務執行取締役および執行役員の個人別の業績連動報酬等（上記の委任事項を除く）は、取締役会の決議により定めた規則（上記d)の方針に従って業績連動報酬等及び非金銭報酬等の算定方法を規定するもの）に基づき、決定される。

上記報酬等の内容は、取締役会の諮問機関であり独立社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会の審議を経たうえで、その審議内容を踏まえて取締役会にて決定する。

【監査役報酬の決定方針】

監査役の基本報酬は、株主総会で承認を得た監査役報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

(7) 取締役および執行役員の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長 服部真二および代表取締役社長 高橋修司に取締役および執行役員の個人別の報酬額の一部についてその具体的内容の決定を委任しております。当該内容を決定した日における地位および担当は、「会社役員に関する事項」内「取締役および監査役の氏名等」と同様です。委任される権限およびその権限が適切に行使されるようにするための措置は、上記(6)f)に記載のとおりです。

これらの権限を代表取締役会長および代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役および執行役員の担当業務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためです。

(8) 当事業年度に係る取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役および執行役員の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、コーポレートガバナンス委員会にて役位別の報酬水準について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(9) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	永野 毅	永野毅氏には、会社経営を通じて培われた経験と見識に基づき、客観的な視点から貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、業務執行に対する監督機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。
取締役	寺浦 康子	寺浦康子氏には、弁護士としての知見に基づき、客観的な視点から貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、業務執行に対する監督機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。
取締役	齊藤 昇	齊藤昇氏には、会社経営を通じて培われた経験と見識に基づき、客観的な視点から貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、2022年6月の取締役就任後開催の取締役会10回中10回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、業務執行に対する監督機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。
監査役	天野 秀樹	天野秀樹氏には、公認会計士としての知見に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、監査機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。
監査役	矢野 正敏	矢野正敏氏には、会社経営を通じて培われた経験と見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、監査機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。
監査役	櫻井 謙二	櫻井謙二氏には、会社経営を通じて培われた経験と見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、2022年6月の監査役就任後開催の取締役会10回中10回、監査役会7回中6回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、監査機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 「公認会計士法（昭和23年法律第103号）」第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額…………… 219百万円
- ② 上記①のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額…………… 80百万円
- ③ 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額…………… 221百万円

注1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんのでこれらの合計額を記載しております。

注2. 「1. 企業集団の現況に関する事項（6）重要な親会社および子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社のうち、Grand Seiko Corporation of America、Seiko Watch of America LLC、SEIKO Hong Kong Ltd.、SEIKO Manufacturing (H.K.) Ltd.、SEIKO Manufacturing (Singapore) Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額の同意をした理由

監査役会は、前事業年度の監査実績の評価、当事業年度の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、および報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社および当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である合意された手続業務等を委託し報酬を支払っております。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(173,410)	流動負債	(162,157)
現金及び預金	36,324	支払手形及び買掛金	18,790
受取手形	3,062	電子記録債務	6,212
売掛金	35,187	短期借入金	72,598
契約資産	397	1年内償還予定の社債	300
商品及び製品	49,750	1年内返済予定の長期借入金	22,117
仕掛品	18,117	未払金	11,344
原材料及び貯蔵品	15,908	未払法人税等	1,793
未収入金	6,577	契約負債	7,916
その他	9,381	賞与引当金	4,879
貸倒引当金	△1,297	商品保証引当金	488
		賃借契約損失引当金	348
		事業構造改善引当金	247
		その他の引当金	367
		資産除去債務	9
		その他	14,743
固定資産	(182,505)	固定負債	(62,009)
有形固定資産	(111,149)	長期借入金	37,525
建物及び構築物	79,280	リース債務	5,667
機械装置及び運搬具	86,117	繰延税金負債	4,285
工具、器具及び備品	39,233	再評価に係る繰延税金負債	3,614
その他	12,699	株式給付信託引当金	538
減価償却累計額	△163,232	長期商品保証引当金	88
土地	54,182	賃借契約損失引当金	87
建設仮勘定	2,867	役員退職慰労引当金	4
無形固定資産	(15,522)	その他の引当金	23
のれん	6,901	退職給付に係る負債	6,894
その他	8,620	資産除去債務	1,079
投資その他の資産	(55,833)	その他	2,199
投資有価証券	45,490	負債合計	224,166
退職給付に係る資産	1,820	〔純資産の部〕	
繰延税金資産	1,923	株主資本	(98,517)
その他	6,752	資本金	10,000
貸倒引当金	△153	資本剰余金	7,245
資産合計	355,915	利益剰余金	81,520
		自己株式	△248
		その他の包括利益累計額	(31,275)
		その他有価証券評価差額金	11,464
		繰延ヘッジ損益	△9
		土地再評価差額金	8,190
		為替換算調整勘定	10,638
		退職給付に係る調整累計額	992
		非支配株主持分	(1,956)
		純資産合計	131,748
		負債純資産合計	355,915

連結計算書類

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	260,504
売上原価	148,706
売上総利益	111,798
販売費及び一般管理費	100,564
営業利益	11,233
営業外収益	(3,053)
受取利息	199
受取配当金	771
持分法による投資利益	1,224
その他	858
営業外費用	(3,119)
支払利息	1,139
その他	1,980
経常利益	11,167
特別利益	(228)
固定資産売却益	228
特別損失	(1,753)
事業構造改善費用	968
投資有価証券売却損	548
代理店契約解約損	147
感染症拡大に伴う損失	90
税金等調整前当期純利益	9,642
法人税、住民税及び事業税	2,995
法人税等調整額	1,350
当期純利益	5,295
非支配株主に帰属する当期純利益	267
親会社株主に帰属する当期純利益	5,028

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(81,119)	流動負債	(94,278)
現金及び預金	12,796	短期借入金	61,745
前払費用	782	1年内返済予定の長期借入金	22,117
短期貸付金	56,676	リース債務(流動)	11
未収入金	10,226	未払金	2,611
その他	637	未払費用	319
		未払法人税等	36
		預り金	6,979
		前受収益	252
		賞与引当金	195
		その他	9
固定資産	(120,179)	固定負債	(49,486)
有形固定資産	(31,902)	長期借入金	37,525
建物	6,359	リース債務(固定)	40
器具備品	1,443	繰延税金負債	4,398
土地	24,043	再評価に係る繰延税金負債	3,614
リース資産	56	株式給付信託引当金	548
無形固定資産	(2,657)	資産除去債務(固定)	123
借地権	1,952	預り保証金	3,180
商標権	1	その他	55
ソフトウェア	682	負債合計	143,765
その他	20	〔純資産の部〕	
投資その他の資産	(85,619)	株主資本	(38,882)
投資有価証券	22,968	資本金	10,000
関係会社株式	59,956	資本剰余金	(6,625)
出資金	0	資本準備金	2,378
関係会社長期貸付金	4,822	その他資本剰余金	4,246
破産更生債権等	26	利益剰余金	(22,478)
長期前払費用	35	利益準備金	121
差入保証金	1,717	その他利益剰余金	
その他	490	繰越利益剰余金	22,357
貸倒引当金	△4,397	自己株式	△221
合計	201,299	評価・換算差額等	(18,652)
		その他有価証券評価差額金	10,467
		繰延ヘッジ損益	△5
		土地再評価差額金	8,190
		純資産合計	57,534
		合計	201,299

計算書類

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	(15,312)
関係会社受取配当金	9,563
経営管理料	2,786
ロイヤリティー収入	2,962
営業費用	14,117
営業利益	1,195
営業外収益	(1,743)
受取利息	624
受取配当金	745
その他	373
営業外費用	(1,378)
支払利息	808
不動産賃貸費用	330
その他	239
経常利益	1,560
特別利益	(155)
関係会社貸倒引当金戻入額	155
特別損失	(1,067)
関係会社株式評価損	1,067
税引前当期純利益	648
法人税、住民税及び事業税	△2,459
法人税等調整額	546
当期純利益	2,562

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

セイコーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 秋 洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西田 俊 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植田 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーグループ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイコーグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

セイコーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 秋洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西田 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植田 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーグループ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年3月期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

セイコーグループ株式会社 監査役会

常勤監査役	高木晴彦	Ⓔ
常勤監査役	西本隆志	Ⓔ
社外監査役	天野秀樹	Ⓔ
社外監査役	矢野正敏	Ⓔ
社外監査役	櫻井謙二	Ⓔ

以上



Seiko HEART BEAT Magazine

スポーツを通して人生の時間を豊かに

夢中になれるスポーツがある、
アスリートの熱い意志と躍動感を。
あなたの人生の「時」を豊かに
していくワクワクドキドキする
ストーリーを届けます。

[https://www.seiko.co.jp/
magazine/](https://www.seiko.co.jp/magazine/)



サステナブル・ストーリー

持続可能な社会に向けて、
セイコーだからできるサステナブルな
活動を発信しています。



[https://www.seiko.co.jp/
csr/magazine/](https://www.seiko.co.jp/csr/magazine/)



セイコーグループ統合報告書 2022

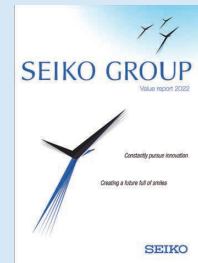
当社ウェブサイトにて統合報告書をご覧ください。

https://www.seiko.co.jp/ir/library/value_report.html

「統合報告書 2022 (2022年11月15日発行)」の郵送をご希望の株主さまは、
下記までご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

セイコーグループ株式会社 総務部

電話番号 03-3563-2111 (受付時間 9:30~18:00 (土日祝除く))



株主総会会場 ご案内図

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

会場 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー 4階 電話 (03) 5771-9201



交通のご案内

地下鉄

○ 銀座線
虎ノ門駅 1番出口 徒歩約5分

○ 日比谷線
虎ノ門ヒルズ駅
(中目黒方面行き)
B1番出口 徒歩約2分

(北千住方面行き)
A2番出口 徒歩約5分

中目黒方面行き改札からA2出口および
北千住方面行き改札からB1出口は
ご利用いただけません。

○ 三田線
内幸町駅 A3番出口 徒歩約8分

○ 千代田線 ○ 丸ノ内線 ○ 日比谷線
霞ヶ関駅 A12番出口 徒歩約8分

バス

- 都営バス(渋88) 虎ノ門三丁目 下車
- 東急バス(東98) 西新橋二丁目 下車
- ちばす(芝ルート) 愛宕一丁目 下車



WEBから詳細な地図
をご覧ください。

セイコーグループ株式会社



環境に配慮した
FSC®認証紙と植
物油インキを使
用しています。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

株主各位

第162回定時株主総会資料

〔電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項〕

■事業報告

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第162期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

セイコーグループ株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の体制および方針

I. 業務の適正を確保するための体制に関する決議の内容の概要

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役、執行役員および従業員(以下「役職員」といいます)による企業倫理、法令および社内ルールの遵守の確保を目的として「企業倫理の基本理念」および「企業倫理行動指針」を定め、次のとおり、企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。

- 1) 代表取締役社長は、繰り返し「企業倫理の基本理念」の精神を役職員に伝達し、企業倫理・法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底します。
- 2) 代表取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」は、当社および子会社(以下、「当社グループ」という)に重大な影響を与えるおそれのある企業倫理上の問題および企業倫理遵守体制の見直しに関する事項等を審議し、その結果を取締役に報告します。
- 3) 役職員が法令違反の疑義ある行為等を発見した場合に、速やかに「企業倫理委員会」へ報告される体制を整え、そのための情報伝達手段として「企業倫理ヘルプライン」を設置します。
- 4) 企業倫理・法令遵守の意識を徹底・向上させるため、役職員を対象とした企業倫理研修を継続的に実施します。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①「社内文書管理規則」に基づき、取締役および執行役員の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理します。
- ②取締役、執行役員および監査役は、「社内文書管理規則」に基づき、常時、これらの文書等を閲覧可能とします。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスクマネジメント規則」に基づき、当社グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備します。
- ②代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループの活動に影響を与えるビジネスリスクの掌握、リスクの識別・分析および評価・モニタリング等を含めたリスク管理プロセスの構築・整備ならびに監視を行います。
- ③リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規則」に基づき、定期的または必要に応じて各種リスクの状況を取締役に報告します。

(4) 当社および子会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの役職員が共有する目標として中期経営計画を策定します。また、同計画を構成する年度予算の進捗を四半期毎に管理会計手法を用いてレビューし、その改善策を検討・実施することにより、業務の効率化を推進します。
- ②子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、その管理に関する基本規程を整備します。また、当社の常勤取締役、執行役員および主要な子会社の代表取締役を構成員とする経営会議を設置し、グループの経営方針および経営情報の共有化や中長期的な

事業戦略の協議等を行います。

③取締役および執行役員の職務分担、各部門の職務分掌・権限を明確にし、職務の執行の効率性を確保します。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、子会社の企業倫理・法令遵守体制その他業務の適正を確保するための体制の整備を支援します。

②子会社は、当社制定の「企業倫理の基本理念」、「企業倫理行動指針」を共有し、これらに従った経営を行います。また、当社は、子会社に法令違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、子会社の内部通報制度の整備を支援します。

③当社は、「連結経営管理規則」に基づき、子会社の経営上の重要事項に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役職員を取締役、監査役として派遣し、適切な監督・監査を行います。

④子会社は、「連結経営管理規則」に従い、業績、財務状況その他重要な事項を当社に報告するほか、必要に応じて、子会社の代表取締役が業務の執行状況を当社の取締役会に報告します。

⑤当社の内部監査室は、子会社の業務執行および法令・定款の遵守状況やリスク管理状況等について、内部監査を実施します。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

①内部監査室が、監査役の職務を補助する体制とします。

②内部監査室に配置された従業員は業務執行に係る職務を兼務しません。

③内部監査室の長の異動については、事前に代表取締役社長が監査役会と協議し、監査役会の意見を尊重します。

(7) 監査役への報告に関する体制

①当社の役職員は、財務、企業倫理遵守、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告するとともに、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・社内ルールに違反する行為が行われていることを発見したときは、直ちに監査役にその事実を報告します。

②子会社の取締役、執行役員、監査役および従業員が、当社または子会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールに違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役へ報告する体制を整備します。

③前2項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備します。

④内部監査室の長は、内部監査業務の遂行にあたり、事前に常勤監査役との連携を保ち、重要な事項については適時常勤監査役へ報告するよう努めます。さらに内部監査結果を遅滞なく常勤監査役に報告し、定期的に監査役会に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①内部監査室の他、監査役の個別の指示に基づき、総務担当部門、経理担当部門は監査役の監査実施を適宜補助する体制を確保します。

②取締役会が業務の適正を確保する目的で設置し、適時開催する重要な会議、委員会等への監査役の出席を確保します。

③代表取締役社長は、必要に応じ、監査役会と会合を持ち、経営上の重要課題等について、意見交換を行

います。

- ④監査役がその職務の執行について生じる費用を当社に請求したときは、当社が監査役の職務執行に必要なでないことを証明したときを除き、請求があった後、速やかに支払うものとします。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 企業倫理・法令遵守体制

- ①代表取締役社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、子会社を含めた企業倫理問題および企業倫理遵守体制について審議するとともに、その結果を取締役会へ報告しております。本事業年度は同委員会を5回開催いたしました。
- ②社内の法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報を受け付ける窓口として、「企業倫理ヘルプライン」を社内および外部法律事務所に設置しております。これらのヘルプラインの利用方法については、社内イントラネット、当社ホームページへの掲載により、従業員、退職者への周知を図っております。
- ③企業倫理・法令遵守の意識を向上させるため、定期的に企業倫理研修を実施しております。本事業年度は、常勤役員、執行役員および従業員を対象に「社内通報制度の実効化」をテーマに実施いたしました。

(2) リスクマネジメント体制

- ①代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの重要リスク案件への対応および平時におけるリスクの予見予防に関する事項について審議するとともに、その審議事項およびグループ横断で対応すべき重要リスクを取締役会へ報告しております。本事業年度は同委員会を2回開催いたしました。
また、当社常勤取締役、執行役員および子会社の代表取締役を構成員とするグループリスクマネジメント委員会を設置し、グループ各社のリスクとその対策を確認・共有しております。本事業年度は同委員会を2回開催いたしました。
- ②危機発生時の対応に関しては、「危機管理マニュアル」にて当社の基本方針および災害等の個別リスクの対応を定めております。

(3) 取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①各取締役および執行役員の職務分担は取締役会決議により、各部門の職務分掌・権限は「組織分掌規則」に基づき定めております。
- ②代表取締役、業務執行取締役および執行役員が業務執行に関する重要事項を決定、執行するにあたり、他の取締役、執行役員、監査役、部門長などとの意見交換、情報共有を行うための会議体として、経営戦略会議を設置しております。本事業年度は23回開催いたしました。
- ③子会社の事業執行に関し、連結経営の視点から管理機能および支援機能を果たすことを目的として「連結経営管理規則」を定めております。

(4) 当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ①「連結経営管理規則」に基づき、子会社の事業計画、年度予算、重要な企業倫理問題への対応等について適切に事前協議を行うとともに、経営上の重要事項について報告を受けるほか、必要に応じて当社の役員を子会社に派遣し、監督・監査を適切に行っております。本事業年度末においては、当社取締役・

執行役員 9 名、監査役 2 名を派遣しております。

また、子会社の代表取締役は、必要に応じて業務の執行状況を当社取締役会に報告しており、本事業年度においては子会社 7 社が報告しております。

- ②当社の各部門は、子会社に対し、企業倫理・法令遵守体制や事業運営に関わる法規等を遵守するための体制整備を支援しております。なお、本事業年度は子会社の役員、従業員を対象に「社内通報制度の実効化」等をテーマに研修、説明会を実施いたしました。

(5) 監査役監査の実効性を確保するための体制

- ①内部監査室は、常勤監査役との定例会を月 1 回開催し、内部監査業務の実施状況等を報告しております。
- ②常勤監査役は、経営戦略会議、リスクマネジメント委員会、企業倫理委員会等の重要な会議に出席しております。
- ③代表取締役社長は、監査役会へ出席し、経営上の重要課題等について意見交換・情報収集を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
当 期 首 残 高	10,000	7,245	79,075	△292	96,028
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,583		△2,583
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,028		5,028
自己株式の取得				△0	△0
株式給付信託による 自己株式の処分				44	44
その他				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額 計	-	-	2,444	44	2,488
当 期 末 残 高	10,000	7,245	81,520	△248	98,517

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資 産計 合
	その 他有 価証 券 差 額 金	繰 延 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計		
当 期 首 残 高	10,942	△331	8,190	5,116	120	24,038	1,557	121,624
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,583
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,028
自己株式の取得								△0
株式給付信託による 自己株式の処分								44
その他								△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	521	321	-	5,521	871	7,236	398	7,635
連結会計年度中の変動額 計	521	321	-	5,521	871	7,236	398	10,124
当 期 末 残 高	11,464	△9	8,190	10,638	992	31,275	1,956	131,748

(注) 自己株式の「その他」△0百万円は当社持分法適用会社の持分比率変動に伴う変動額であります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 61社

セイコーウォッチ(株)、盛岡セイコー工業(株)、セイコーインスツル(株)、セイコーソリューションズ(株)、セイコータイムクリエーション(株)、(株)和光、Grand Seiko Corporation of America、Seiko Watch of America LLC、SEIKO U.K. Limited、SEIKO Hong Kong Ltd.、SEIKO Manufacturing (H.K.) Ltd.、SEIKO Manufacturing (Singapore) Pte. Ltd.、Dalian Seiko Instruments Inc.、Seiko Instruments Trading (H.K.) Ltd.、Seiko Instruments (Thailand) Ltd.、SEIKO Precision (Thailand) Co., Ltd. 他

(株)インストラクション、(株)BackStore 及び(株)プレステージは株式の取得に伴い、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。Grand Seiko Asia-Pacific Pte. Ltd. は新規設立により、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、第2四半期連結会計期間においてセイコープレジジョン(株)及び(株)千野時計店が、第3四半期連結会計期間において(株)シティ・サービスが清算終了いたしました。

非連結子会社

(株)あおばウオッチサービス他は、売上高、総資産、当期純損益及び利益剰余金等の観点からいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 5社

セイコーオプティカルプロダクツ(株)、(株)オハラ他

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

(株)あおばウオッチサービス他はそれぞれ連結純損益及び利益剰余金に与える影響が僅少であり、重要性が認められないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

③ デリバティブ

時価法

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

国内連結会社は、建物（建物附属設備を除く）については主として定額法、建物以外については定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。なお、耐用年数については、各資産別の使用可能期間や使用実績等を反映した経済的見積耐用年数を用いております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社投資損失引当金

関係会社に対する投資について発生の見込まれる損失に備えて、各社の財政状態を勘案し、個別検討による必要額を計上しております。なお、関係会社投資損失引当金4百万円につきましては、投資有価証券の金額より直接控除しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に属する部分の金額を計上しております。

④ 商品保証引当金

在外連結子会社のうち一部については、販売した商品の保証に備えるため、それぞれ過去の実績による見積額を計上しております。

⑤ 賃借契約損失引当金

不動産賃借契約の解約不能期間において発生すると見込まれる損失に備えて、契約期間満了まで活用ができない可能性が高いと判断した部分の賃借料相当の見積額を計上しております。

⑥ 事業構造改善引当金

事業構造の改善に伴い将来発生することが見込まれる損失の見積額を計上しております。

⑦ 株式給付信託引当金

役員株式給付規則に基づく当社及び当社子会社の業務執行取締役等への当社株式の給付に備えて、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑧ 役員退職慰労引当金

国内連結会社の一部については、2005年3月期中及び2014年3月期中に役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、引き続き在任中の役員の退職慰労金については、当該連結会計年度中に開催された定時株主総会終了時までの在任期間等に対応する金額を引当計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① エモーショナルバリューソリューション事業

当社グループでは、ウォッチ卸売により自社製品の製造、販売、修理サービスを、ウォッチ小売により他社製品も含む小売サービス他を展開しております。

履行義務の充足時点について、ウォッチ卸売では、国内の販売において主として出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合に、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し出荷時点で収益を認識しております。また、これ以外の取引については、輸出販売等も含め個々の顧客との契約条件等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。ウォッチ小売では製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

販売時に返品が予測される取引については、当該金額を収益として認識せず、過去の実績に基づいて見積り、返品に係る負債を認識しております。

代理人に該当する取引については純額で収益を認識しており、本人に該当する取引については総額で収益を認識しております。

エモーショナルバリューソリューション事業の取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね1か月から3か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

② デバイスソリューション事業

当社グループでは、電子デバイス、精密デバイス、プリンティングデバイス等に係る製品について製造及び販売を行っております。

国内の販売において主として出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合に、収益認識適用指針第 98 項に定める代替的な取り扱いを適用し出荷時点で収益を認識しております。また、これ以外の取引については輸出販売等も含め個々の顧客との契約条件等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。デバイスソリューション事業の取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね 1 か月から 3 か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

③ システムソリューション事業

当社グループでは、システム関連、IoT 関連、決済関連ビジネスに係る製品の開発及び販売、並びに販売した製品の保守サービス及びソフトウェアの受注制作サービスの提供をしております。

履行義務の充足時点について、製品の販売については製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、保守サービスについては、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。ソフトウェアの受注制作サービスの提供については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

システムソリューション事業の取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね 1 か月から 6 か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合は有る。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、国内連結会社は、主として、為替予約等について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段と対象

外貨建債権債務等に係る為替リスク回避のための為替予約及び外貨預金
変動金利の借入金に係る金利固定化のための金利スワップ等

③ ヘッジ方針

為替予約及び外貨預金並びに金利スワップについては、各社の社内規則に基づき、ヘッジ対象に係る為替及び金利の変動によるリスクを回避する目的でヘッジを行っており、投機的な

取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動累計額の比率分析により、ヘッジ有効性の判定を行っております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、主として、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(10) グループ通算制度の適用に関する事項

グループ通算制度を適用しております。

(11) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間から20年間で均等償却し、僅少なものについては、発生時に全額償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類へ与える影響はありません。

3. 追加情報

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「為替差益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「為替差益」は50百万円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

エモーショナルバリューソリューション事業	57,585百万円
デバイスソリューション事業	20,208百万円
システムソリューション事業	6,474百万円
<u>調整額</u>	<u>△492百万円</u>
連結合計	83,776百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、棚卸資産を収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により評価しております。

各事業会社において、一定の保有期間・保有数量を超える営業循環過程から外れた製品等に対して、主に過去の販売実績や処分実績等に基づき決定した規則的な簿価切り下げの方法によって、収益性の低下を反映させております。

ただし、一定の保有期間・保有数量を超えるものの、直近の販売実績や今後の販売見込に照らして営業循環過程にあると判断される製品等については、その全部又は一部が規則的な簿価切り下げの対象から除外されます。

エモーショナルバリューソリューション事業では、主として個人消費に直接関わる製品等を取扱っているため、業績及び製品等の収益性は国内・海外の景気動向、中でも個人消費の影響を強く受けます。また、デバイスソリューション事業の業績及び製品等の収益性は、国内・海外の電子デバイス機器等の需要動向に影響を受けております。景気動向や個人消費は、当社グループがコントロール不能な要因によって大きく変動する可能性があり、予測が困難であることから、収益性の低下の事実を反映させるための規則的な簿価切り下げの方法の決定においては、重要な判断や仮定を織り込んでいます。また、規則的な簿価切り下げの対象から除外される製品等が営業循環過程にあるか否かについては重要な判断を伴います。

このような判断や仮定を伴う見積りは、将来の個人消費の動向などによって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,923百万円
--------	----------

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、事業計画等に基づく将来課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を判断し計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている資産及び担保付債務

担保に供されている資産

現金及び預金	34 百万円
供託金（投資その他の資産 その他）	380 百万円
計	414 百万円

担保付債務

未払金	1 百万円
商品券等（契約負債）	303 百万円
計	305 百万円

(2) 保証債務

下記の従業員の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。

従業員（住宅資金）	1 百万円
-----------	-------

(3) 受取手形割引高 1,050 百万円

(4) 「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）」に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額は税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）」第 2 条第 4 号に定める路線価、及び路線価のない土地は第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って評価額を算出しております。

②再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

(5) 投資有価証券のうち、456 百万円については貸株に提供しております。

(6) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	28,500	百万円
借入実行残高	13,800	百万円
差引額	14,700	百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,404	—	—	41,404
合計	41,404	—	—	41,404
自己株式				
普通株式(注)	160	0	28	132
合計	160	0	28	132

(注) 自己株式の普通株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式50千株が含まれております。

自己株式の普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取による増加及び持分法適用会社の持分比率変動に伴う増加であります。

自己株式の普通株式の減少株式数28千株は、株式給付信託（BBT）による当社株式の処分による減少であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,033	25.00	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	1,550	37.50	2022年9月30日	2022年12月5日

(注1) 2022年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(注2) 2022年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,550	利益剰余金	37.50	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 2023年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、主として事業会社の事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形及び売掛金等は顧客の信用リスクにさらされており、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況の把握をしております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建営業債権の為替変動リスクは、全体として外貨建営業債務から生じるリスクと概ね相殺される状況ではありますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主として取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金等はほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であり、借入金の一部の金利変動リスクについては金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 投資有価証券			
① 関係会社株式	18,966	12,434	△6,531
② その他有価証券	23,396	23,396	-
(2) 1年内償還予定の社債	(300)	(300)	0
(3) 1年内返済予定の長期借入金	(22,117)	(22,115)	△1
(4) 長期借入金	(37,525)	(37,523)	△1
(5) デリバティブ取引	(83)	(83)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 142 百万円）、非上場関係会社株式（連結貸借対照表計上額 2,646 百万円）及び投資事業有限責任組合（連結貸借対照表計上額 338 百万円）については、市場価格のない株式等であるため、(1)には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)投資有価証券				
株式	23,396	—	—	23,396
(5)デリバティブ取引(*)	—	(83)	—	(83)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)投資有価証券				
関係会社株式	12,434	—	—	12,434
(2)1年内償還予定の社債	—	300	—	300
(3)1年内返済予定の長期借入金	—	22,115	—	22,115
(4)長期借入金	—	37,523	—	37,523

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 1年内償還予定の社債

社債の時価については、子会社で発行している社債であり、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを考慮した利率を基に割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金及び(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率を基に割り引いて算定する方法によっております。

(5)デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産等を有しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は109百万円（主として賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
16,272	△84	16,187	18,751

（注1） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2） 当連結会計年度増減額の主な内容は、減価償却による減少の他、賃貸用不動産の取得（76百万円）及び賃貸割合の増加（13百万円）によるものであります。

（注3） 時価の算定方法

主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,144.81円
1株当たり当期純利益	121.86円
(算定上の基礎) 親会社株主に帰属する当期純利益	5,028百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,028百万円
期中平均株式数	41,262千株

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は60千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は50千株であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	調整額	合計
	エモーシ onalバリュ ーション事業	デバイスソ リューション 事業	システムソ リューション 事業			
ウォッチ卸売(注1)	116,641	—	—	—	—	116,641
ウォッチ小売(注1)	27,578	—	—	—	—	27,578
電子デバイス (水晶振動子、電池等)	—	22,434	—	—	—	22,434
精密デバイス (精密部品等)	—	14,144	—	—	—	14,144
プリンティングデバイス	—	17,277	—	—	—	17,277
システム関連 (IT性能管理含む)	—	—	19,425	—	—	19,425
IoT 関連	—	—	10,888	—	—	10,888
決済関連	—	—	6,312	—	—	6,312
その他	26,575	10,674	—	1,109	411	38,770
セグメント間の内部売上高 又は振替高	△3,053	△6,101	△3,071	△741	—	△12,968
顧客との契約から生じる収益	167,742	58,428	33,554	367	411	260,504
外部顧客への売上	167,742	58,428	33,554	367	411	260,504

地域別情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	調整額	合計
	エモーシ onalバリュ ーション事業	デバイスソ リューション 事業	システムソ リューション 事業			
日本	81,259	17,768	33,155	367	57	132,606
米州	24,242	7,143	309	—	14	31,710
欧州	19,939	7,611	43	—	313	27,908
アジアその他	42,301	25,905	46	—	25	68,278
顧客との契約から生じる収益	167,742	58,428	33,554	367	411	260,504
外部顧客への売上	167,742	58,428	33,554	367	411	260,504

(注) 1. ウォッチ卸売は自社製品による製造・販売・修理サービス、ウォッチ小売は他社製品も含む小売サービスとして分類しております。

(注) 2. 不動産賃貸収益を一部含みますが、金額の重要性が乏しいため「顧客との契約から生じる収益」に含めて表示をしております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	38,424	38,250
契約資産	343	397
契約負債	6,574	7,916

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,620百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、主としてシステムソリューション事業に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,019
1年超2年以内	774
2年超3年以内	450
3年超	545
合計	2,790

12. 金額の表示

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金	利 準 備	益 金	そ の 他 剰 余 金	利 剰 余 金		
当期首残高	10,000	2,378	4,246	6,625	121	22,379	22,500	△265	38,860		
事業年度中の変動額											
剰 余 金 の 配 当						△2,583	△2,583		△2,583		
当 期 純 利 益						2,562	2,562		2,562		
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0		
株式給付信託による自己株式の処分								44	44		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△21	△21	44	22		
当期末残高	10,000	2,378	4,246	6,625	121	22,357	22,478	△221	38,882		

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 上 償 減	延 滞 益	土 地 再 評 価 差 額	地 価 金	
当期首残高	10,134		△64	8,190	18,260	57,120
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△2,583
当 期 純 利 益						2,562
自 己 株 式 の 取 得						△0
株式給付信託による自己株式の処分						44
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	333		59	-	392	392
事業年度中の変動額合計	333		59	-	392	414
当期末残高	10,467		△5	8,190	18,652	57,534

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

③ 投資事業有限責任組合

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

① デリバティブ

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっております。なお、耐用年数については、各資産別の使用可能期間や使用実績等を反映した経済的見積耐用年数を用いております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、将来の支給見込額のうち、当事業年度に属する部分の金額を計上しております。

③ 関係会社投資損失引当金

関係会社に対する投資について発生の見込まれる損失に備えて、各社の財政状態を勘案し、個別検討による必要額を計上しております。なお、関係会社投資損失引当金4百万円につきましては、関係会社株式の金額より直接控除して表示しております。

④ 株式給付信託引当金

役員株式給付規則に基づく当社及び当社子会社の業務執行取締役等への当社株式の給付に備えて、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社における収益は、関係会社受取配当金、経営管理料及びロイヤリティー収入であります。このうち、経営管理料は各関係会社との契約に基づき、連結経営及び各関係会社の経営に関する業務を履行する義務、ロイヤリティー収入は関係会社等との契約に基づいて商標使用を許諾する義務を負っております。

当該経営管理料及びロイヤリティー収入にかかる履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約等について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段と対象

外貨建債権債務等に係る為替リスク回避のための為替予約及び外貨預金
変動金利の借入金に係る金利固定化のための金利スワップ

③ ヘッジ方針

為替予約及び外貨預金並びに金利スワップについては、当社の社内規則に基づき、ヘッジ対象に係る為替及び金利の変動によるリスクを回避する目的でヘッジを行っており、投機的な取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動累計額の比率分析により、ヘッジ有効性の判定を行っております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類へ与える影響はありません。

3. 追加情報

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 4,398 百万円

個別注記表「6. 税効果会計に関する注記」に記載の通り、繰延税金資産 252 百万円と繰延税金負債 4,651 百万円を相殺して表示しております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、事業計画等に基づく将来課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を判断し計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(7)」に記載のとおり、当社はグループ通算制度を適用しており、法人税に係る部分については通算グループ全体として見積りしております。

5. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額 11,086 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務及び取引高

① 短期金銭債権	64,883 百万円
② 短期金銭債務	8,836 百万円
③ 長期金銭債権	5,146 百万円
④ 長期金銭債務	1,616 百万円
⑤ 営業収益	14,958 百万円
⑥ 営業費用	6,457 百万円
⑦ 営業取引以外の取引高	4,970 百万円

(3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）」に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額金のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）」第 2 条第 4 号に定める路線価、及び路線価のない土地は第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って評価額を算出しております。

② 再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

(4) 貸株に関する注記

関係会社株式のうち、46 百万円については貸株に提供しております。

(5) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 2 行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	28,500 百万円
借入実行残高	13,800 百万円
差引額	14,700 百万円

(6) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 111,284 株

上記株式数には、「株式給付信託（BBT）」制度の導入に伴い、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式 50,400 株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	59 百万円
貸倒引当金	1,346 百万円
子会社株式評価損	8,529 百万円
関係会社投資損失引当金	1 百万円
固定資産減損損失	713 百万円
譲渡損益調整資産	1,192 百万円
長期未払金	6 百万円
税務上の繰越欠損金	3,148 百万円
その他	153 百万円
繰延税金資産小計	15,152 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,967 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,932 百万円
評価性引当額小計	△14,900 百万円
繰延税金資産合計	252 百万円
繰延税金負債	
譲渡損益調整資産	20 百万円
その他有価証券評価差額金	4,619 百万円
その他	11 百万円
繰延税金負債合計	4,651 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△4,398 百万円

なお、上記の他、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が 3,614 百万円あります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権被 所有割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株 主(会社 等)	三光起業(株)	(直接) 10.8 (緊密な者 又は同意し ている者) 6.0	不動産の 賃借等	不動産の賃借	639	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	セイコーウォッチ(株)	(直接) 100.0	役員 兼任等	ロイヤリティー 収入	2,188	未収入金	1,237
				経営管理料	1,444	未収入金	166
	(株)和光	(直接) 100.0	役員 兼任等	不動産の賃貸	692	未収収益	114
	(株)白河エステート	(直接) 100.0	役員 兼任等	不動産の賃借	163	未払金	—
	セイコーインスツル(株)	(直接) 100.0	役員 兼任等	不動産の賃借	489	未払金	74
				不動産の賃貸	241	未収収益	73
	セイコーソリューションズ(株)	(直接) 100.0	役員 兼任等	不動産の賃貸	682	未収収益	6
セイコータイムクリエーション(株)	(直接) 100.0	役員 兼任等	不動産の賃貸	147	未収収益	0	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 不動産の賃借については、市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様の基準により決定しております。なお、損益計算書では、不動産賃借料は不動産賃貸料と相殺しております。
- (2) ロイヤリティー収入については、一般の取引条件と同様の基準により決定しております。
- (3) 経営管理料については、直接連結子会社に対して、業務内容を勘案し、両社協議の上決定しております。
- (4) 不動産賃貸料については、自社物件のうち事業用として賃貸している部分については当該収益に連動した賃料で、また事務所等として賃貸している部分については専門家の評価等に基づき、それぞれ決定しております。なお、損益計算書では、不動産賃貸料は不動産賃借料と相殺しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,393.32円
1株当たり当期純利益	62.06円
(算定上の基礎) 当期純利益	2,562百万円
普通株式に係る当期純利益	2,562百万円
期中平均株式数	41,283千株

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は60千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は50千株であります。

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

10. 金額の表示

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、百万円未満を切り捨てて表示しております。